⑵　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その１）の「翌期繰越額⑰」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第２条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その１）の「翌期繰越額⑰」の欄の金額を記載すること。

⑶　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

⑷　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その１）の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第２条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その１）の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

⑵　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

⑶　「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［新設］